

全建事発第 107 号  
令和 6 年 1 月 15 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

令和 6 年能登半島地震の影響を受けている  
下請中小企業との取引に関する配慮について（要請）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があり、過去の大規模災害発生時においても、下請事業者からは、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられていることから、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、経済産業省および国土交通省の連名で取引に関する配慮についての要請が別紙のとおりありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙 経済産業省および国土交通省連名要請文

（参考として公正取引委員会の災害発生時における取引上の問題に対する独占禁止法および下請法における考え方を含む）

以 上

（担当）事業部 事業企画課 山中  
TEL:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp